

# 全国厚生労働関係部局長 会議（厚生分科会）資料

平成26年1月22日（水）

雇用均等・児童家庭局



# 全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）

## 目 次

### （重点事項）

1. 社会保障（子ども・子育て支援）の充実について .....	3
2. 安心子ども基金の当初予算化等について .....	4
3. 待機児童解消加速化プランの推進について .....	5
(1) 支援パッケージの全体像について	
(2) 支援パッケージの柱毎の概要（改善点等）	
(3) 加速化プランの更なる推進に向けて	
4. 待機児童解消加速化プランの推進のための保育士の確保について .....	8
(1) 人材育成について	
(2) 就業継続について	
(3) 再就職について	
(4) 働く職場の環境改善について	
5. 放課後児童対策について .....	11
(1) 放課後児童クラブにおける待機児童解消に向けた取組の推進について	
(2) 放課後児童クラブの平成26年度予算(案)について	
(3) 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書について	
6. 社会的養護の充実について .....	15
(1) 里親支援等の推進について	
(2) 施設における家庭的養護の計画的推進について	
(3) 児童養護施設等の耐震化の推進について	
7. 母子家庭等自立支援対策について .....	18
(1) 予算措置について	
(2) 税制上の措置について	
(3) 法律改正について	

8. 子どもの貧困対策の推進に関する法律について	19
9. 児童虐待防止対策について	20
(1) 児童虐待の現状について	
(2) 子ども虐待による死亡事例等の検証について	
(3) 平成26年度政府予算案における児童虐待防止対策関係事業について	
(4) 児童相談所・市町村における虐待防止対策について	
(5) 養育支援を特に必要とする家庭の把握や支援について	
(6) 児童虐待防止の広報啓発活動について	
10. 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化について	27
(1) 妊娠・出産包括支援モデル事業について	
(2) 不妊に悩む方への特定治療支援事業の見直しについて	
11. 慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援について	29
(1) 小児慢性特定疾患治療研究事業の拡充について	
(2) 小児慢性特定疾病児童の自立へ向けた支援について	
(3) 小児慢性特定疾病登録管理システム開発及びデータ運用の実施について	
12. 被災した子どもへの支援について	30
13. 次世代育成支援対策推進法の改正について	30
14. 子育て世帯に対する臨時特例給付措置について	31
(1) 経緯	
(2) 給付金の概要	
(3) 支給対象が公務員である場合の事務について	
(4) 給付金支給事務の実施について	

(予算案概要)

○ 平成26年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要	35
○ 平成25年度雇用均等・児童家庭局補正予算案の概要	46

## (連絡事項)

1. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について ..... 51
  - (1) 児童福祉施設等の整備について
  - (2) 児童福祉施設等の運営について
  
2. 社会的養護の充実について ..... 59
  - (1) 社会的養護を担う人材確保について
  - (2) 要保護児童の自立支援の充実について
  
3. 母子家庭等自立支援対策について ..... 60
  - (1) 児童扶養手当について
  - (2) 母子寡婦福祉貸付金について
  - (3) 就業支援等について
  - (4) 養育費の確保等について
  - (5) 安心こども基金の事業について
  
4. 配偶者からの暴力(DV)対策等について ..... 64
  - (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」  
(DV防止法)の一部改正について
  - (2) 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の一部改正について
  - (3) 配偶者からの暴力を理由とした避難事例における臨時福祉給付金  
(簡素な給付措置)に係る関係事務処理について
  
5. 児童健全育成対策について ..... 66
  - (1) 児童厚生施設の設置運営について
  - (2) 児童委員について
  - (3) 児童福祉週間について
  
6. 児童手当制度について ..... 69
  
7. 保育対策等の推進について ..... 70
  - (1) 保育対策関連予算について
  - (2) 保育所等における事故防止について
  - (3) 保育所におけるアレルギー等のガイドラインの活用について
  - (4) 社会福祉法人の運営に関する情報開示について
  
8. 母子保健対策について ..... 73
  - (1) 生涯を通じた女性の健康支援事業について

(2) 「健やか親子21」の最終評価と次期計画策定について

9. 仕事と家庭の両立支援対策について	74
(1) 仕事と家庭の両立支援対策の概要について	
(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び認定について	
(3) ファミリー・サポート・センター事業について	

**(関連資料)**

資料1	平成26年度の社会保障の充実（案）について	79
資料2	子ども・子育て支援の充実	81
資料3	「保育緊急確保事業」について	82
資料4	安心こども基金の積み増しについて	83
資料5	安心こども基金で実施する事業の平成26年度における対応	84
資料6	保育所待機児童の現状について	85
資料7	待機児童解消加速化プラン	86
資料8	緊急プロジェクト（平成25・26年度）	87
資料9	待機児童解消関連予算（案）	88
資料10	待機児童解消加速化プランの支援パッケージについて	89
資料11	平成26年度予算案において予定している保育士確保対策（新規事業）	90
資料12	田村厚生労働大臣からの保育士確保のメッセージ（平成25年12月26日発表）	91
資料13	保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組	92
資料14	保育所等における事故防止の徹底について	93

資料15	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の概要	94
資料16	「保育所における食事の提供ガイドライン」の概要	95
資料17	「2012年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」の概要	96
資料18	社会福祉法人の運営に関する情報開示について	97
資料19	放課後児童クラブにおける待機児童の現状について	103
資料20	放課後児童クラブについて	105
資料21	平成26年度放課後児童健全育成事業に係る国庫補助 基準額（案）	106
資料22	放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書の 概要（平成25年12月25日）	107
資料23	社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する 専門委員会報告書	109
資料24	社会的養護の充実について	133
資料25	里親支援の体制整備について	135
資料26	里親等委託率の推移	136
資料27	都道府県市別の里親等委託率の差	137
資料28	里親等委託率の最近8年間の増加幅の大きい自治体	138
資料29	家庭的養護推進計画と都道府県推進計画	139
資料30	「都道府県推進計画」と「家庭的養護推進計画」の関係	140
資料31	都道府県推進計画と家庭的養護推進計画の作成手順	141
資料32	児童養護施設等の耐震化等整備の推進	142

資料33	次世代育成支援対策施設整備交付金の概要	143
資料34	ひとり親家庭への支援施策の見直しの全体像について	144
資料35	ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化について	145
資料36	ひとり親家庭への支援施策の見直しに伴う税制上の措置について	147
資料37	ひとり親家庭支援施策の見直しにおける法改正事項（案）について	148
資料38	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について	149
資料39	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法の施行に伴う対応について	150
資料40	子どもの貧困対策の推進に関する法律（概要）	153
資料41	子どもの貧困対策の推進に関する法律について	154
資料42	児童虐待の現状と対策	155
資料43	子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第9次報告）課題と提言	156
資料44	養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の流れ	157
資料45	妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について	158
資料46	居所不明児童の調査及び先進的な取組等の収集について	159
資料47	乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発DVD「赤ちゃんが泣きやまない」～泣きへの対処と理解のために～	160
資料48	地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化	161

資料49	妊娠・出産にかかる相談・支援サービスの充実と連携強化 （モデル事業のイメージ）	162
資料50	不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実	163
資料51	慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の 在り方（報告）【概要】	164
資料52	小児慢性特定疾患に係る新たな医療費助成の制度	165
資料53	小児慢性特定疾病児童等の自立支援	166
資料54	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	167
資料55	子育て世帯臨時特例給付金について	169
資料56	子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金の給付対象の イメージ	175
資料57	子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金の関係 （大まかなイメージ）	176
資料58	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の 一部を改正する法律」の施行等について	177
資料59	「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する 法律」の施行について	181
資料60	円滑な児童委員・主任児童委員活動について（依頼）	184
資料61	平成26年度における児童手当制度について	185
資料62	仕事と家庭の両立支援対策の概要	186
資料63	次世代育成支援対策推進法の概要と見直しのポイント	187
資料64	ファミリー・サポート・センター事業について	188



## (重点事項)



## 1. 社会保障（子ども・子育て支援）の充実について

（関連資料 1, 2, 3 参照）

子ども・子育て支援を含む社会保障分野では、社会保障と税の一体改革において消費税率の引上げによる増収を活用して、すべての世代に安心感と納得感の得られる全世代型の社会保障への転換を図ることとされている。

平成26年度においては、国・地方を合わせた消費税の増収分5.0兆円程度のうち社会保障の充実に充てられる0.5兆円程度から、0.3兆円程度を子ども・子育て支援の充実に充てることとしている。この財源を活用して

具体的には、

- ・ 保育所における受入児童の増や小規模保育、認可を目指す認可外保育施設への支援、保育士の処遇改善などの「待機児童解消加速化プラン」の推進、
- ・ 平成27年度に本格施行を予定している子ども・子育て支援新制度への円滑な施行のための「保育緊急確保事業」、
- ・ 「社会的養護の充実」として、児童養護施設等における受入児童数の増や家庭的な養育環境の推進

を行うこととしている。

これらの詳細については、内容が固まり次第、情報提供を行っていくが、地方税法の一部改正により引上げ分の地方消費税の社会保障財源化が定められていることも踏まえ、積極的な取組をお願いします。

なお、これらにより必要となる地方負担については、地方消費税の増収分も含め、総務省において適切に地方財政措置を講じる方針であることを確認している。

## 2. 安心こども基金の当初予算化等について

(関連資料4, 5参照)

待機児童解消は喫緊の課題であり、平成25年4月に発表された「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成25・26年度の2か年で約20万人の保育の受け皿確保をめざしており、待機児童解消に取り組む自治体を支援するため、安心こども基金を活用した様々な補助事業を実施してきたところ。

その中でも、保育の基盤整備を行う保育所の施設整備費や処遇改善以外の保育士人材確保対策（保育士・保育所支援センター等）等について、保育所運営費の増加と一体的に当初予算に計上することにより、「待機児童解消加速化プラン」の目標達成に向けた安定的な財源確保の道筋を明確化するため、平成26年度予算案において安心こども基金の積み増し（1,301億円）を行うこととしている。

また、平成25年度補正予算案においても、「待機児童解消加速化プラン」を推進するため、保育所等の整備、小規模保育や幼稚園における長時間預かり保育など新制度の先取り、認可を目指す認可外保育施設への支援等を実施するほか、児童養護施設等の生活環境の改善、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部助成などを実施するため、安心こども基金を積み増す（169億円）とともに、事業実施期限を平成26年度末まで延長することとしている。

※ 小規模保育等の事業費など一部の事業について、平成26年度は保育緊急確保事業に移行する予定。

都道府県への配分については、平成25年度補正予算及び平成26年度予算の成立後に、各都道府県の安心こども基金の執行状況を踏まえた上で、それぞれ必要額を交付する予定である。

### 3. 待機児童解消加速化プランの推進について

待機児童の早期解消に向けて、平成25年4月、総理指示により策定した「待機児童解消加速化プラン」(以下、「加速化プラン」という。)に基づき、平成25年・26年度の2か年で約20万人、平成29年度末までに更に整備を進め、潜在的なニーズも含めて、あわせて約40万人分の保育の受け皿を確保することとしている。

厚生労働省においても、待機児童解消に取り組む地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じるべく、5本の柱に沿った支援パッケージにより、順次、各種補助事業を実施してきたところであるが、平成25年度補正予算案及び平成26年度予算案により、財源確保策を検討していた事業も含め予定していた全ての補助事業の支援をスタートさせるとともに、更なる支援策の強化を図ることとしているので、各地方自治体におかれては、これらを十分に御活用いただき、待機児童解消の取組をより一層加速させていただくようお願いする。  
(関連資料6～10参照)

#### (1) 支援パッケージの全体像について

加速化プランを強力に推進するため、平成25・26年度の2か年で約20万人分の保育の受け皿確保を図るために必要な経費について、平成25年度補正予算案及び平成26年度予算案で一体的に措置することとしており、既に予算確保済みである分(※)を除き、ハード・ソフト両面ともに、あわせて約13万人増を図るための予算を計上している。

※ハード経費：平成24年度予備費において保育所等の整備費約7万人分を確保済み

ソフト経費：平成25年度予算において保育所運営費約7万人増分を確保済み

なお、平成26年度予算案では、

- ・子ども・子育て支援新制度の施行後、施設型給付・地域型保育給付等に移行することとなる事業及び保育所運営費の量拡大分(7.2万人増)については、消費税増収分
- ・整備費や保育士確保対策など保育の基盤整備を行う事業については、消費増税分以外。(安心こども基金に積み増し。)

により確保することとし、内閣府に計上する保育緊急確保事業とあわせ、待機児童解消関連予算として6,929億円を計上している。

(関連資料9参照)

#### (2) 支援パッケージの柱毎の概要(改善点等)

以下のとおり、各種支援策の充実を図ることとしているので、各地域

のニーズに応じて保育の促進をお願いする。

**① 保育所整備等（賃貸方式や国有地も活用）【ハコ】**

安心こども基金の平成25年度末基金残高の活用も図り、約1,800億円相当の予算を計上するとともに、以下のとおり支援内容の充実を図る。

- ・平成25年度補正予算案において、補助率の暫定的な嵩上げに係る財政力要件を撤廃し、加速化プランに参加する全ての地方自治体における整備（保育等の量拡大に係るもの）について、国の補助率を1/2から2/3に嵩上げ。（対象となる整備事業については関連資料10参照）
- ・資材費及び労務費の動向を反映し、補助単価を改定。（消費増税分も含め9.5%増）

**② 保育を支える保育士の確保（詳細は「4. 待機児童解消加速化プランの推進のための保育士の確保について」参照）**

保育士の処遇改善（4（4）①も参照）や潜在保育士の再就職支援等を推進するとともに、保育士の業務負担軽減を図る事業や、新制度の円滑な実施に向けた資格取得支援等を新たに実施し、保育士確保対策の強化を図る。

**③ 小規模保育など新制度の先取り**

小規模保育、幼稚園における長時間預かり保育など新制度を先取りした事業の運営費を確保するとともに、利用者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に当たっての支援を行う事業（利用者支援事業）を新たに実施する。

**④ 認可を目指す認可外保育施設への支援**

認可保育所又は認定こども園への移行を希望する認可外保育施設に対し、引き続き、必要な改修費等、運営費、移行支援費等を補助する。

**⑤ 事業所内保育施設への支援**

「好循環実現のための経済対策」に基づき、平成26年1月1日から助成要件を緩和。

※「自社労働者の子どもが半数以上いること」

→「自社労働者の子どもが1人以上いること、かつ、雇用保険被保険者の子どもが半数以上いること」

### (3) 加速化プランの更なる推進に向けて

前述の予算措置を踏まえ、今年度中に加速化プランの第3次募集を行う予定としているので、御協力をお願いしたい。

詳細は別途ご連絡するが、各自治体における来年度予算措置や平成26年4月分の入所決定状況等を踏まえ、待機児童の早期の解消に向けた更なる計画の上積みについて積極的に検討願いたい。

## 4. 待機児童解消加速化プランの推進のための保育士の確保について

田村厚生労働大臣からの保育士確保に関するメッセージにもあるように、保育を支える保育士確保は「待機児童解消加速化プラン」（以下、「加速化プラン」という。）を進める上で重要な課題である。

保育士の確保に当たっては、「人材育成、就業継続、再就職及び働く職場の環境改善による人材確保」と「人材確保を支える取組」による総合的な取組が必要である。厚生労働省としても、平成25年10月からハローワークにおいて「保育士マッチング強化プロジェクト」を実施しており、これらの一体的取組により、まずは平成26年度を見据えた保育を支える保育士の確保を図りつつ、加速化プランを着実に推進していく必要がある。

（関連資料11～13参照）

### （1）人材育成について

保育士確保に当たっては、保育士資格を有する者の養成が必要である。

その際、幼稚園教諭免許状を持つ者の保育士資格取得特例を活用することにより、通常よりも短い期間で保育士資格を取得することができるので、平成26年度予算案ではこれを支援することとしており、御活用いただきたい。

また、認可外保育施設に勤務する保育士資格を持たない者に対する受講費支援や保育士養成施設への入学者を対象に修学資金の貸し付けを引き続き実施するほか、平成26年度予算案において新たに、保育所や認定こども園等に勤務する保育士資格を有しない者に対する保育士資格取得支援を実施することとしている。

さらに、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のため、新たな幼保連携型認定こども園における保育教諭確保のため保育士資格と幼稚園教諭免許状の取得支援についても、文部科学省とともに実施することとしている。

保育士養成施設を卒業した後、保育所に勤務する保育士は約半数程度となっており、保育士養成施設における就職あっせん機能の強化等も重要である。安心こども基金の研修事業等を活用しながら、保育士養成施設との連携に取り組むようお願いする。

### （2）就業継続について

保育所における離職率は約10%であり、保育士確保に当たっては、離職率を改善するための就業継続の取組が必要である。

新人保育士を対象とした、早期退職を防止するための研修、新人保育士以外も含めた保育士の質の向上を目的とした研修により、就業継続に取り組むようお願いする。

また、保育士の宿舎を借り上げる支援も実施しているため、御活用いただきたい。

### (3) 再就職について

保育士確保の即戦力として、60万人以上いる潜在保育士の再就職が有効な方法である。

潜在保育士の再就職に関する相談や就職あっせん、保育所の潜在保育士活用方法に関する支援等を実施する「保育士・保育所支援センター」（以下「保育人材センター」という。）を活用することで、潜在保育士の再就職支援に取り組まれない。先般、保育人材センターの取り組み事例を提供したところであるので、是非これを参考にして、機能の充実を積極的に進めていただくようお願いする。

ブランクがある潜在保育士は、現場への再就職に不安を感じており、復帰に踏み出せないこともある。保育現場における実技研修等を実施することで、不安を緩和し、再就職を支援していただきたい。

また、保育士養成施設を通じた卒業生に対する情報等の提供や、保育士登録簿の活用などにより、潜在保育士を把握し、再就職の支援を実施していただきたい。

厚生労働省としてもハローワークにおいて保育士マッチング強化プロジェクトを実施し、省を挙げて保育士確保に取り組んでいるところである。地方自治体におかれても、ハローワークとの連携を強化していただき、効果的な保育士確保に取り組まれない。

### (4) 働く職場の環境改善について

#### ① 保育士の処遇改善

平成24年度補正予算で安心こども基金を積み増しし、保育士等処遇改善臨時特例事業を実施してきたところであり、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に向けてその効果が途切れることなく新制度に引き継がれるよう、平成26年度においては、保育緊急確保事業（内閣府所管）として消費税財源を充当して実施することとしている。

保育緊急確保事業は、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の先行的な位置付けであることから、補助率は新制度の補助率に合わせる事が基本であるが、本事業については、待機児童解消加速化プランを実行する上で特に重要性の高い事業であることから、特例的に

国の補助率を3／4とし、地方負担の軽減にできる限り配慮することとしている。

なお、新たに発生する地方負担分については、地方消費税の引き上げ等により地方財政措置が行われ、必要な財源が確保されるとともに、交付税不交付団体についても地方消費税増税分により必要な財源は確保されるものと承知しており、引き続き、積極的な処遇改善の取組みをお願いしたい。

## ② 職場の環境改善

人材育成、就業継続及び再就職の全てに関係する保育士確保策として、働く職場の環境改善がある。

施設長や管理者に対する離職防止につながる雇用管理の研修に取り組みたい。

平成26年度予算案として、保育士の業務負担を軽減するため保育に係る周辺業務に多様な人材を活用する、保育体制を強化する事業を実施することとしているので、積極的に活用していただきたい。

## 5. 放課後児童対策について

### (1) 放課後児童クラブにおける待機児童解消に向けた取組の推進について

放課後児童クラブの実施状況については、毎年5月1日現在の状況を取りまとめているところであるが、平成25年においては、クラブ数、登録児童数ともに増加し、過去最高値となった一方で、利用できなかった児童（待機児童）数も1,168人増え、8,689人となり2年連続して増加したところである。

1. 放課後児童クラブ数：前年比397か所増加  
21,085か所(24年) → 21,482か所(25年)
2. 登録児童数：前年比37,256人増加  
851,949人(24年) → 889,205人(25年)
3. 利用できなかった児童数：前年比1,168人増加  
7,521人(24年) → 8,689人(25年)

こうした結果等も踏まえ、これまでも各自治体に対しては、待機児童把握のための情報収集や、利用ニーズを踏まえた事業の提供体制を確保するための市町村行動計画の着実な推進について特段の配慮をお願いしてきたところである。

平成24年8月には子ども・子育て関連3法が公布され、放課後児童クラブにおける待機児童の把握及び事業の提供体制を確保するための方策に関して所要の改正等がなされたことから、こうした法の趣旨に沿って、待機児童解消に向けた取組の推進をお願いする。(関連資料19参照)

#### 1. 市町村の情報収集

市町村は、子育て支援事業を行う者から必要な情報を収集し、利用状況を正確に把握する必要があることから、情報収集について法律上明記するとともに、その実効性を担保するため、子育て支援事業を行う者の協力についても併せて規定した。(改正後の児童福祉法第21条の11)

#### 2. 事業の実施の促進

放課後児童クラブの供給を効率的かつ計画的に増大させるため、市町村が必要に応じて、公有財産(学校の余裕教室等)の貸付け等の措置を積極的に講ずることとした。(改正後の児童福祉法第56条の7)

#### 3. 計画等

市町村は、「地域子ども・子育て支援事業計画」に事業の提供体制の確保の内容等を定めるとともに、事業を総合的かつ計画的に実施する責務を有することと

した。(子ども・子育て支援法第3条、59条、61条)

また、放課後児童クラブについては、開所時間の延長が一定程度進み、18時を超えて開所する放課後児童クラブが全体の6割を超えた。

一方で、18時を超えた開所については、保育所が約8割となっているのに対し、放課後児童クラブが約6割にとどまっている。

このため、「小一の壁」の解消に向けて、保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育所の利用者が就学後も引き続き円滑に利用できるように、保育緊急確保事業により、開所時間の延長を促進することとしているので、積極的な取り組みをお願いします。

## (2) 放課後児童クラブの平成26年度予算(案)について

平成26年度予算(案)については、平成26年度末までに受入児童数を111万人とすることを目指し、受入児童数を拡大するために必要なソフト・ハード両面での支援措置を盛り込んだところである。(関連資料20参照)

ソフト面(運営費)については、保育の利用者が就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるよう、か所数の増(27,029か所→27,750か所)を図っている。

ハード面(整備費)については、平成25年度より、従来の創設整備への国庫補助に加えて、耐震化等に対応するための改築、大規模修繕及び受入枠の拡大に繋がる拡張整備についても補助対象としているところがあるので、積極的な活用をお願いしたい。

また、小学校の余裕教室等を活用した放課後児童クラブの設置や大規模クラブの解消等のための改修費・設備費についても、引き続き放課後子ども環境整備事業として予算計上するとともに、これまで安心こども基金管理運営要領の別添4「放課後児童クラブ設置促進事業」により実施していた倉庫設備の設置のための費用についても、放課後子ども環境整備事業として実施することとしているので、併せて活用されたい。

さらに、平成27年度に施行を予定している子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、内閣府予算に「保育緊急確保事業」が予算計上されたところである。

放課後児童クラブについても、当該事業の一事業として、保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育所の利用者が就学後も引き続き円滑に利用できるように、18時半を超えて開所するほか、地域子ども・子育て支援事業を先行的に実施する放課後児童クラブに対して、職員(常勤的非常勤1名)を配置するための追加費用を支援することとしているので、積極的な取り組みをお願いします。

なお、放課後児童健全育成事業費等（但し「保育緊急確保事業」は除く）に係る平成26年度国庫補助基準額（案）については、関連資料21を参照されたい。

### **(3) 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書について**

#### **①これまでの経緯について**

放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準については、平成24年8月の児童福祉法一部改正により、国が省令で基準を定め、これを踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとされている。（改正後の児童福祉法第34条の8の2）

このため、昨年5月に社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」を設置し、省令で定める設備及び運営に関する基準について全7回に渡り審議のうえ、昨年12月に報告書が公表された。

国としては、同報告書を踏まえ、平成25年度末を目途に省令を策定することとしているので、市町村においては平成26年度半ばには条例を制定し、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行にご尽力いただきたい。

#### **②報告書の主な内容について**

昨年12月25日に公表された「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」報告書の主な内容は以下のとおりであるので、ご了知いただくとともに、管内市町村における条例の制定に向けた基礎資料として関連資料22の周知をお願いする。

##### **1. 従事する者【従うべき基準】**

資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する「児童の遊びを指導する者」であって、研修を受講した者とするのが適当。（一定の経過措置等についても検討）

##### **2. 員数【従うべき基準】**

職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とするのが適当。

##### **3. 児童の集団の規模【参酌すべき基準】**

児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当。

※児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね40人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要。

#### 4. 施設・設備【参酌すべき基準】

専用室は児童の生活の場としての機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋と捉え、面積は「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とすることが適当。

#### 5. 開所日数・開所時間【参酌すべき基準】

開所日数は、年間250日以上を原則とし、開所時間は、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、それぞれ地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとするのが適当。

#### 6. その他の基準【参酌すべき基準】

「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者・小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めるのが適当。

※「従うべき基準」とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準を指す。

※「参酌すべき基準」とは、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準を指す。

## 6. 社会的養護の充実について

社会的養護の充実については、平成23年7月にとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」に沿って、里親委託・里親支援や、施設の小規模化・地域分散化などを進めている。また、先の臨時国会で成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）においても、「社会的養護の充実に当たって必要となる（児童養護施設等に入所等をする）子どもの養育環境等の整備のために必要な措置を着実に講じること」とされているところである。

これらを踏まえ、平成25年度補正予算案及び平成26年度予算案においても、消費税財源等を活用して必要な予算を確保したところであるため、都道府県市におかれても、社会的養護の下にある子どもたちに家庭的な養育環境を提供するための取組みを始めとした、社会的養護に係る各般の施策を積極的に進めていただくようお願いする。（関連資料24参照）

### （1）里親支援等の推進について（関連資料25～28参照）

社会的養護の下にある子どもは、虐待を受けた経験など、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多いため、そうした子どもを家庭で養育する里親には、研修、相談、里親同士の相互交流など、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ里親支援の仕組みが重要である。

このため、平成24年度から定期的な里親家庭への訪問等を行う里親支援専門相談員を児童養護施設及び乳児院に配置できるようにしたところであり、積極的な配置をお願いするとともに、里親研修等の機会に役立てるよう、平成25年3月には「里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック」を作成したところであり、積極的な活用をお願いしたい。

里親委託率については、年々増加しているところであるが、関連資料27のとおり、自治体間で大きな差がある。関連資料28のとおり、福岡市や大分県をはじめ、最近8年間で大幅に伸ばした自治体も多い。これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われているところであり、こうした取組を参考にして、里親委託率の引き上げに向け、引き続き積極的な取組をお願いする。

また、新生児の里親委託についても、自治体間で取組の差が大きい、「里親委託ガイドラインについて」（平成23年3月30日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）や「新生児里親委託の実例について」（平

成23年3月30日事務連絡)で示したとおりであるので、取組の推進をお願いします。

## (2) 施設における家庭的養護の計画的推進について

(関連資料29～31参照)

社会的養護の養育は、できる限り家庭的な養育環境の中で行われる必要があり、原則として、家庭養護(里親、ファミリーホーム)を優先するとともに、施設養護(児童養護施設、乳児院等)も、施設の小規模化、地域分散化を行い、できる限り家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム等)に変えていく必要があり、厚生労働省としては、今後、消費税財源を含めた安定した財源を確保した上で、児童養護施設等の人員配置の充実に取り組むこととしているところである。

各都道府県市におかれては、現在、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(平成24年11月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に即し、各施設(児童養護施設及び乳児院)に対し「家庭的養護推進計画」の策定を促すとともに、自らの「都道府県推進計画」の策定に向けた検討を進めていただいていることと承知しているが、引き続き、地域の実情に即した計画的な取組をお願いします。

なお、未だに上記の「計画」の検討に着手していない施設及び自治体がある場合には、早急に行政関係者と施設関係者等との十分な意見交換を行った上、検討を開始するようお願いする。

## (3) 児童養護施設等の耐震化の推進について(関連資料32,33参照)

自力避難が困難な子どもが入所する児童養護施設等においては、全ての施設の耐震化が図られることが望ましい。

しかしながら、児童養護施設等の耐震化状況については、「社会福祉施設等の耐震化状況調査」(平成24年4月時点)の調査結果によると、全国での耐震化率は78.8%(通所施設等を含む児童関係施設等全体では76.7%)となっており、一部の施設で未だ耐震化が図られていないところがある。

これまで、児童養護施設等については、平成21年度に創設した社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金(注1)により、耐震化整備等の推進を図ってきたところであるが、今後、残りの未耐震施設について引き続き計画的・安定的に整備を図る観点から、次世代育成支援対策施設整備交付金において整備を推進することとし、平成25年度補正予算案(6億円)

及び平成26年度予算案（35億円の内数）において、児童養護施設等の耐震化整備等（乳児院のスプリンクラー整備を含む。）を行うために必要な予算を計上（注2）したところである。

（注1）社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の基金残を有する都道府県については、事業の実施期限を平成26年度末まで延長し、引き続き基金残を活用して耐震化等整備を実施することを可能とする予定である。

（注2）次世代育成支援対策施設整備交付金における「児童養護施設等の耐震化整備等」についても、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の補助単価や融資の優遇措置を継続予定。なお、民間保育所の耐震化整備については、安心こども基金で引き続き対応。

特に耐震化率の低い都道府県等におかれては、計画的に耐震化整備が図られるよう制度を積極的にご活用いただくとともに、社会福祉法人等に対してご指導をお願いしたい。

なお、未だ耐震化が図られていない児童養護施設等の耐震化整備を計画的かつ着実に推進するため、今後、関係都道府県等に対し、耐震化整備計画の策定について依頼をさせていただく予定であるので、ご協力をお願いしたい。

## 7. 母子家庭等自立支援対策について

ひとり親家庭への支援施策については、昨年8月にとりまとめられた社会保障審議会児童部会「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」の「中間まとめ」に沿って、下記のとおり支援施策の見直しを図ることとしている。

### (1) 予算措置について

平成26年度予算案においては、ひとり親家庭の様々な課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせる総合的・包括的な支援を行うための相談体制を強化するための事業を創設するほか、転職・キャリアアップ支援等の就業支援関連事業の充実強化や、子どもに対するピア・サポート（当事者等による支援）を伴う学習支援等の支援の推進のための予算を計上しており、各自治体においても積極的な取組をお願いする。

また、児童扶養手当については、公的年金との併給制限を見直し、手当より低額な年金を受給する場合にはその差額分を支給すること、母子寡婦福祉貸付金については貸付対象を父子家庭に拡大すること等を盛り込んでいるところであり、平成26年通常国会にこれらの改正のための法案を提出することを予定している。各自治体においては、今後、システム改修、周知等の施行準備をお願いすることになるので、留意されたい。

### (2) 税制上の措置について

平成26年度税制改正では、高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金について非課税とすること等、ひとり親家庭支援施策の見直しに伴う税制上の措置が認められたところであり、ご承知置きいただきたい。

### (3) 法律改正について

上記の児童扶養手当の併給制限の見直し、母子福祉資金貸付金の父子家庭への拡大、高等職業訓練給付金等の非課税化をはじめとして、ひとり親家庭への就業支援をはじめとした支援体制の強化等を図るため、平成26年通常国会に「母子及び寡婦福祉法」及び「児童扶養手当法」の改正法案を提出することを予定している。

法改正事項の具体的内容については、今後改めてお知らせすることとしている。各自治体におかれては、今後施行に向けて各般の準備をお願いすることになることから、引き続きご留意願いたい。

## 8. 子どもの貧困対策の推進に関する法律について

(関連資料40, 41参照)

昨年(2015年)の第183回国会において、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立した。

本法律は、我が国の子どもの貧困率が15.7%、ひとり親世帯での貧困率は50.8%という水準にあり、また世代を超えた貧困の連鎖が指摘されているという状況を踏まえ、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としている。

本法律は今年(2016年)17日に施行されたところであるが、今後、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、内閣府、文部科学省、厚生労働省をはじめ関係行政機関が協力して大綱を作成することとされている。また、本法律においては、都道府県においても大綱を勘案して、子どもの貧困対策計画の策定に努めることとされているので、ご協力をお願いしたい。

## 9. 児童虐待防止対策について

### (1) 児童虐待の現状について（関連資料42参照）

昨年11月に公表した平成24年度の「福祉行政報告例」によれば、平成24年度における児童相談所での児童虐待相談対応件数は66,701件であり、児童虐待防止法施行前の平成11年度の5.7倍となった。また、市町村での児童虐待相談対応件数は73,200件となっており、児童相談所と市町村のいずれにおいても過去最高の件数となっている。

厚生労働省が把握した平成23年度における児童虐待による死亡事例は85事例・99人となっている。

児童虐待問題は依然として社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、引き続き、国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が連携・協力して、児童虐待防止対策を強力に推進していく必要がある。

### (2) 子ども虐待による死亡事例等の検証について（関連資料43参照）

#### ① 第9次報告を踏まえた対応について

昨年7月にとりまとめられた厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第9次報告）」（以下「第9次報告」という。）では、地方公共団体に対する提言として、①虐待の発生及び深刻化予防、②虐待の早期の適切な対応と支援の充実、③検証の実施と活用による再発防止について提言がなされた。

これを受け、厚生労働省から『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第9次報告）』を踏まえた対応について」（平成25年7月25日付雇児総発0725第1号、雇児母発0725第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）をお示ししている。本通知では、養育支援を必要とする家庭の妊娠期からの把握及び支援のための保健機関の質の向上と体制整備、児童相談所及び市町村における役割分担と協働、要保護児童対策地域協議会を活用した連携強化などについて地方公共団体における取組の推進をお願いしており、これらの点について改めてご留意いただくとともに、管内市町村にも取組を促すなど、引き続き積極的な対応をお願いする。

### (3) 平成26年度政府予算案における児童虐待防止対策関係事業について

#### ① 保育緊急確保事業（内閣府所管）について（平成26年度予算案）

現在、安心こども基金の対象事業として実施している、児童虐待防

止対策関係事業については、平成26年度は内閣府所管の保育緊急確保事業として実施できるよう、所要額を平成26年度予算案に計上している。

**【内閣府所管の保育緊急確保事業として予算案に計上している主な児童虐待防止対策関連事業】**

・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐ。

・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図るためのコーディネーター等の専門性強化を図るための取組や、ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組を支援する。

※ 補助率（上記事業）：国1／3、都道府県1／3、市町村1／3）

② **安心こども基金で実施してきた「児童虐待防止対策緊急強化事業」について**

「児童虐待防止対策緊急強化事業」については、平成24年度補正予算における安心こども基金の積み増し・延長の際に、地方公共団体からの要望等を踏まえ、当初予算により、継続して安定的に実施していく性格の事業と基金事業として緊急に時限的に実施していく性格の事業の整理を行った結果、

- ・児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善
- ・児童虐待防止緊急対応強化の取組

については、平成25年度も安心こども基金で実施してきたところである。

両事業については、平成22年度補正予算により事業化し、緊急的、時限的な事業として実施してきたところであるが、一定期間の実施により、概ね事業目的を達したものと判断し、来年度以降については積み増し・延長の措置を行わなかったところである。

なお、26年度予算案の児童虐待・DV対策等総合支援事業については、都道府県による市町村への支援・連携強化と児童相談所等の体制強化を図る観点から事業の充実を図りつつ、必要な予算を計上しているところであるが、これまで、安心こども基金で対象としてきた「地域における児童虐待防止の対応を緊急に強化するための創意工夫に満

ちた取組（児童虐待防止緊急対応強化の取組）」のうち、特に補助が必要と認められる取組については、引き続き、児童虐待・DV対策等総合支援事業において支援できるよう措置したいと考えている。

#### （４）児童相談所・市町村における虐待防止対策について

（関連資料44参照）

##### ① 児童相談所の体制強化等について

子どもの安全確認・安全確保の強化等の観点から、児童相談所の体制強化を図ることが課題となっている。こうした役割を中心的に担う児童福祉司については、平成25年度地方交付税措置において、標準団体（人口170万人）当たり35人の配置が可能な経費が計上されているが、平成26年度地方財政措置においても児童福祉司の増員を総務省に要望している。

なお、地域によっては、平成25年度地方交付税措置がなされている児童福祉司数（人口4.9万人に1人）を下回っているところも見受けられることから、地方公共団体におかれては、児童福祉司の積極的な配置をお願いする。また、こうした増員だけでなく、児童福祉司には高い社会福祉援助技術が求められていることから、適切な人材の確保や現任職員に対する研修の実施等を通じて、専門性の確保と向上に努めていただきたい。

##### ② 市町村における虐待防止対策について

###### ア 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の推進

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、支援を必要とする家庭を早期に把握するために重要な事業であり、また、養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業等によって把握した家庭に対して継続して支援を行うことで、家庭の養育力の向上を図り、児童虐待等を予防することに資する重要な事業である。

両事業とも、児童福祉法で市町村に実施の努力義務が課せられており、平成24年7月現在、乳児家庭全戸訪問事業については94.1%、養育支援訪問事業については、67.3%の市町村で実施している。既に実施している市町村の引き続きの取組はもとより、未だ実施していない市町村に対して実施を促すなど、事業の推進に特段のご配慮をお願いする。

各事業の実施方法については、「乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインについて」（平成21年3月16日付雇児発第0316001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「養育支援訪問事業ガイドライン

について」(平成21年3月16日付雇児発第0316002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)や、自治体の工夫した取組を「乳児家庭全戸訪問事業等の取組を推進するための事例集」として取りまとめているので、市町村の助言等において活用をお願いする。

#### イ 要保護児童対策地域協議会の機能強化等

市町村における児童虐待対応は、要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関が情報共有し、適切な連携のもとに支援を行う仕組みとしている。

要保護児童対策地域協議会については、平成24年4月1日現在で99.7%(任意設置の児童虐待防止ネットワークを含む)の市町村が設置しており、ほぼすべての市町村で設置されている状況であるが、今後はその機能強化が課題である。

厚生労働省では、平成24年12月に、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用している自治体の事例について、「要保護児童対策地域協議会の実践事例集」として取りまとめ、各自治体に対して情報提供している。本事例集を参考とするとともに、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」の積極的な活用により、機能強化の取組を推進していただくよう、市町村に対する働きかけをお願いする。

#### ウ 市町村の児童家庭相談体制強化

市町村の児童家庭相談窓口に従事する職員は平成24年4月1日時点で8,281名である。また、そのうち一定の専門資格を有する職員は5,384名(65.0%)であった<sup>(注)</sup>。このように市町村の担当職員の配置について充実が図られてきているが、引き続き、業務量に見合った人員配置を進めていただくとともに、職員の専門性確保のため、児童相談所等による市町村職員向けの研修を開催するなど、都道府県による積極的な支援をお願いする。

### (5) 養育支援を特に必要とする家庭の把握や支援について

(関連資料44～46参照)

#### ① 乳幼児健康診査等を受けていない家庭や居住実態が把握できない家庭への対応について

乳幼児健康診査等を受けていない家庭や居住実態が把握できない家庭は、児童虐待の発生リスクが高い家庭と考えられるため、子どもに関わる関係機関が連携してその把握に努め、対応することが重要である。

特に居住実態が把握できない家庭については、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」(平成25年6月11日付雇児

総発0611第1号・雇児母発0611第1号、雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知)により以下に挙げる留意点等を示しているところであり、これを踏まえた取組のさらなる徹底をお願いする。

- ・ 乳幼児健康診査等の保健・福祉サービスを受けておらず、居住実態が把握できない家庭について、市町村の関係部門間で情報を共有すること
- ・ 所在を把握するため、住民基本台帳や戸籍の記載事項、生活保護・児童手当等の受給状況の確認や近隣住民等への調査により情報収集を行うこと
- ・ それでも把握できない場合は、市町村が児童相談所に対応を求め、児童相談所が児童の安全確認・確保のための対応を行うこと
- ・ 最終的には、必要に応じて児童相談所から警察に行方不明者届を提出すること

なお、本通知は発出後1年が経過したところである。現時点の各自治体における実態把握等の状況を点検するための調査及び先進的な取組の収集を予定しているところであり、ご協力をお願いしたい。

また、居所不明児童の把握については学校や教育委員会でも取組が行われていることを踏まえ、児童福祉担当部門と学校・教育委員会が適切に情報共有し、連携して対応するよう、改めてお願いする。

## ② 措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について

今年度において、児童福祉施設に入所していた児童が、家庭復帰後に虐待を受け死亡した事例が相次いで発生している状況であり、改めて家庭復帰の際の対応の徹底をお願いしたい。

家庭復帰に係る適切なアセスメントと支援の実施については、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」(平成20年6月14日付雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添)により、留意点等を示しているところであり、本ガイドラインを踏まえた対応の徹底を改めてお願いする。

施設等から家庭復帰した事例については、児童相談所において児童の安全確認や対応状況等の再確認を行い、事例を引き継いだ市町村とも緊密に連携した対応をお願いする。

## ③ 妊娠・出産・育児期の児童虐待の発生予防について

生後間もない子どもを始めとした乳幼児期の子どもが虐待死事例の多くを占めている状況があるため、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」(平成23年7月27日付け雇児総発0727第4号・雇児母発0727第3号、

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知)及び「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」(平成23年7月27日付け雇児総発0727第1号・雇児福発0727第1号・雇児母発0727第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長及び雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知。)により、取組の推進をお願いしているところである。

これらの通知発出後の地方公共団体における取組状況については、「平成23年度母子保健事業の実施状況」(平成25年3月28日付け雇用均等・児童家庭局母子保健課事務連絡)において、妊娠期からの虐待防止対策実施状況としてとりまとめている。(東日本大震災の影響により回答の無かった5市町村を除く、全国1,737市町村(特別区を含む、以下同じ)の回答結果を抜粋したもの。)

- ・ 妊娠等について相談できる窓口の周知を行っている  
…1,623市町村(93.4%)
- ・ 妊娠期からの養育支援を必要とする家庭を把握した際には、医療機関と相互に情報共有を図っている  
…1,565市町村(90.1%)
- ・ 医療機関から市町村に養育支援が必要な家庭の情報提供があった場合、妊産婦や新生児の訪問指導等により対応している  
…1,724市町村(99.3%)
- ・ 乳幼児健康診査の未受診や訪問指導の拒否の際には、児童福祉担当部署等に連絡し連携して子どもの安全確認をしている  
…1,529市町村(88.0%)
- ・ 母子健康手帳交付時や妊産婦訪問指導等で特に必要であると判断される場合には、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行っている(体制が整備されている)  
…1,498市町村(86.2%)
- ・ 虐待防止体制として、児童福祉部署の担当者や医療機関等との連携体制を整備している  
…1,617市町村(93.1%)

上記いずれの取組についても、大半の市町村において実施している状況が見られるが、実効性のある連携のあり方や実施方法について、引き続きご検討いただくようお願いする。

## (6) 児童虐待防止の広報啓発活動について

- ① 乳幼児揺さぶられ症候群予防啓発DVD「赤ちゃんが泣きやまない」の制作・配付について(関連資料47参照)

児童虐待のひとつである乳幼児揺さぶられ症候群（Shaken Baby Syndrome。以下「SBS」という。）の発生予防及び乳児の泣きに関する啓発のためのDVDを作成し、全国の地方自治体等へ配布したところである。

本DVDは、SBSを引き起こす激しい揺さぶりの引き金となる乳幼児の泣きへの対処法などを解説する内容となっており、以下の3部構成になっている。

- ・ 赤ちゃんの泣きの特徴の理解
- ・ 泣きやませようと揺さぶった場合の影響
- ・ 赤ちゃんの泣きへの対処法の紹介

今後も妊娠期の父母や乳児を抱える養育者の集まる場（妊娠期の両親学級、出産、産褥入院中に行われる保健指導、生後1～6か月の乳幼児健康診査）や家庭訪問などの機会を利用して積極的に活用していただきたい。

## ② 学生によるオレンジリボン運動の実施について

子ども虐待のない社会の実現を目指す「オレンジリボン運動」の一環として、厚生労働省の呼びかけにより、平成25年度は全国113校の大学等で「学生によるオレンジリボン運動」が実施された。

この運動は、第9次報告において、近い将来親になる10～20代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発が必要であるという提言を受け、厚生労働省から関係団体を通じて呼びかけ、平成24年度から実施しているものである。

今後実施結果を報告書としてまとめ、厚生労働省ホームページで公開する予定であるので、地域における広報啓発の取組に際しても参考としていただきたい。

## 10. 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化について

### (1) 妊娠・出産包括支援モデル事業について（関連資料48, 49参照）

少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、出産・子育てに係る父母の不安や負担が増えてきていることから、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みが必要である。

このため、既存の母子保健サービスに加え、妊産婦等の支援ニーズに応じ、必要な支援につなぐ母子保健コーディネーターの配置、産科医療機関からの退院直後の母子への心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業、妊産婦の孤立感の解消を図るために相談支援を行う産前・産後サポート事業といった各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うためのモデル事業を実施する。

各自治体におかれては、各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援ができる環境づくりが進むよう、積極的な取り組みをお願いする。

### (2) 不妊に悩む方への特定治療支援事業の見直しについて

（関連資料50参照）

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な治療費がかかる体外受精、顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）について、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成してきたところである。

近年、結婚年齢の上昇等により、特定不妊治療を受ける方が増加してきており、一方で、一般的には、年齢が高くなるほど、妊娠・出産に伴うリスクは高まり、出産に至る確率は低くなることが医学的に明らかになっているため、「不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設け、最新の医学的知見を踏まえ、より安心・安全な妊娠・出産に資する適切な支援の観点から、不妊に悩む方への支援のあり方を検討した。

本事業については、平成25年8月にとりまとめた検討会の報告書を踏まえ、43歳未満に助成対象を限定する等の見直しを、平成28年度から実施することとしている。

一方、40歳未満の方で新規に助成を受ける場合については、妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢に必要な治療を受けられるようにするため、年間助成回数の制限を撤廃し、初年度から6回まで助成できるよう平成26年度から前倒し施行することとしている。

このため、改善した制度の周知・準備経費と制度改善後の所要額を含

めた全体額を平成25年度補正予算案に計上し、安心こども基金で執行できるようにしたところである。

## 11. 慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援について

(関連資料51～53参照)

### (1) 小児慢性特定疾患治療研究事業の拡充について

小児期に小児がんなどの特定の疾患に罹患し、長期間の療養を必要とする児童などの健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を補助する。また、難病対策と同様に平成26年通常国会に児童福祉法改正案を提出し、平成27年1月から、義務的な公費負担医療として、制度の実施を予定している。

今後、新制度の円滑な実施に向けた準備を進めていくための、特段のご協力をお願いしたい。

### (2) 小児慢性特定疾病児童の自立へ向けた支援について

幼少期から慢性疾患に罹患しているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童について、地域による支援の充実により自立促進を図る事業を平成27年1月から実施することとしているため、実施へ向けての準備をお願いしたい。

また、取組にあたっては、地域の小児慢性特定疾病児童の支援策につき、関係者が協議するための体制の整備をお願いしたい。

### (3) 小児慢性特定疾病登録管理システム開発及びデータ運用の実施について

小児慢性特定疾病の治療研究に資する患児データについて、その登録内容の精度を向上させるため、医師が直接登録するためのシステム開発、そのデータを活用したデータベースの構築及びデータ提供のための体制の整備を行うこととしており、円滑な実施に向けた周知等の準備を進めるためのご協力をお願いしたい。

## 12. 被災した子どもへの支援について（関連資料54参照）

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、復興大臣のもとに設置された「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」での検討（注）を踏まえ、被災した子どもへの支援を強化するため、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり事業や子育て世帯を訪問し心身の健康に関する相談・支援を行う事業を創設、子どもの心のケア事業について体のケアにも拡大、遊具の設置等について対象を被災3県に拡大するなど、総合的な支援を図ることとし、平成26年度予算案において、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営が可能な統合補助金として再編（東日本大震災復興特別会計に計上（40億円））することとしたので、被災地の実情に応じた適切な支援が行われるよう、引き続き積極的な取組をお願いします。

（注）避難の長期化により被災者の健康面を中心とした影響等が懸念される中、復興大臣のもとに関係府省からなるタスクフォースが設置され、被災地の現場から寄せられた現状と具体的な課題を総合的に把握するとともに、避難の長期化や地域によって異なる実情といった現場主義の視点に立脚し検討、既存施策の点検を実施。

## 13. 次世代育成支援対策推進法の改正について

（関連資料63参照）

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）については平成26年度末までの時限立法であることから、昨年10月から労働政策審議会において、同法の延長・強化について議論を行ってきたところ、12月10日に10年間の延長、新たな認定制度の創設等を内容とする検討結果が取りまとめられ、建議がなされた。厚生労働省としては、当該建議の内容を踏まえ、本年の通常国会へ改正法案を提出することを目指し、検討を進めているところである。

法案成立後は、地域行動計画、一般事業主行動計画、特定事業主行動計画のそれぞれについて、行動計画策定指針を改定する予定であり、指針を踏まえ、各地方公共団体においても新しい計画の策定をお願いすることとなるので、よろしくをお願いします。但し、地域行動計画の策定は任意化されている。また、同行動計画については、子ども・子育て支援法で定める事業計画と一体のものとして策定することも可能であることを申し添えます。

## 14. 子育て世帯に対する臨時特例給付措置について

(関連資料55～57参照)

### (1) 経緯

#### ① 「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)

「消費税率引上げによる需要の過度の変動が景気の下振れリスクとならないよう…、子育て世帯への影響を緩和するための給付措置を講ずる」とされ、子育て世帯臨時特例給付金(子育て世帯に対する臨時特例給付措置)の実施が盛り込まれた。

#### ② 子育て世帯に対する臨時特例給付措置に関する関係閣僚打ち合わせ(平成25年12月6日)

「子育て世帯に対する臨時特例給付措置の具体化に向けての基本的考え方」が関係大臣の間で確認され、厚生労働大臣が、総務大臣及び財務大臣の協力を得て、具体化の作業を進めることされた。

#### ③ 平成25年度補正予算案(第1号)(平成25年12月12日閣議決定)

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、総額1,271億円の給付措置(事務費を含めると、1,473億円)を行うことされ、市町村に対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行うこととされた。

### (2) 給付金の概要

#### ① 名称

子育て世帯臨時特例給付金

#### ② 趣旨

消費税引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施するものである。また、児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金(簡素な給付措置)と類似の給付金として、これと併給調整をして支給するものである。

#### ③ 実施主体

市町村(特別区を含む。)

※公務員を含む地域住民に対し、市町村が一元的に支給(児童手当は、公務員の所属庁が支給)

#### ④ 支給対象者

⑥の基準日における平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む。)の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないものを基本とする。

⑤ 対象児童

④の支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童（臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者等を除く。）を基本とする。

⑥ 基準日

平成26年1月1日（臨時福祉給付金の基準日と同日）

⑦ 給付額

⑤の対象児童1人につき10,000円

⑧ 費用

全額国庫負担（10/10）

※実施にかかる事務費についても、全額国庫負担

（3）支給対象者が公務員である場合の事務について

公務員の児童手当については、その所属庁が支給しているため、市町村では公務員の児童手当受給状況を把握していない。一方で、子育て世帯臨時特例給付金については、市町村が、児童手当の受給状況、臨時福祉給付金の受給状況等を審査のうえ、公務員を含む地域住民に一元的に支給していただくこととなる。

このため、公務員分の児童手当を支給する各所属庁において、

- ・所属する公務員が支給対象者であるかを申請を受けた市町村が容易に判断できるよう、本年1月分の児童手当受給者である旨の証明書を発行していただく
- ・公務員への申請勧奨は、一義的に各所属庁において実施していただき、申請漏れが生じないように徹底していただく

等の対応をお願いしたいと考えている。

証明書の様式等については、追って、各所属庁にお示しするので、その折は、所属庁担当部署における事務実施についてご協力をお願いしたい。

（4）給付金支給事務の実施について

子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者の範囲、事務の実施方法等に係る基本的な考え方については、1月10日（金）に開催した「子育て世帯臨時特例給付金に関する全国説明会」でお示ししたところ。

今後さらに、地方公共団体の御意見等を伺いながら、具体的な検討を進め、実施方法等についてきめ細かくお示ししていきたいと考えている。

## (予 算 案 概 要)



# 平成26年度予算案の概要 (雇用均等・児童家庭局)

子ども・子育て支援の充実のため、平成26年度の消費税増収分による「社会保障の充実」のうち約3,000億円を充てるなどにより、「待機児童解消加速化」プランの強力な推進、放課後児童クラブの充実、ほか地域の子育て支援の充実を図る。母子保健医療対策の強化、ひとり親家庭支援の推進などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

また、女性の活躍促進に向けて、ポジティブ・アクションの取組みを推進するとともに、育児・介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援策を推進する。

さらに、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保などにより、安心して働くことのできる環境を整備する。

## 《主要事項》

### 第1 子どもを産み育てやすい環境づくり

- 1 待機児童解消などに向けた取組
- 2 母子保健医療対策の強化
- 3 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 4 児童虐待・DV対策、社会的養護の充実
- 5 児童手当制度
- 6 仕事と育児の両立支援策の推進（再掲）

### 第2 女性の活躍促進と安心して働くことのできる環境整備

- 1 女性の活躍促進
- 2 仕事と育児・介護の両立支援策の推進
- 3 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

### 第3 (復興関連) 東日本大震災からの復興への支援

- 1 被災した子どもへの支援（復興庁計上）
- 2 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）

## 《予算額》

(単位：億円)

会計区分	平成 25 年度 当初予算額	平成 26 年度 予 算 案	増▲減額	伸び率
一般会計	20,018	21,409	1,390	+6.9%
年金特別会計				
子どものための 金銭の給付勘定				
うち、児童育成事業費	657	660	3	+0.5%
労働保険特別会計	88	104	16	+18.6%
労災勘定	3.5	2.9	▲0.7	▲19.1%
雇用勘定	84	101	17	+20.2%
東日本大震災復興 特別会計	34	46	12	+36.5%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

平成26年度における社会保障・税一体改革による社会保障の充実

・子ども・子育て支援の充実（公費）2,995億円

（保育緊急確保事業2,307億円（内閣府計上）、保育所運営費608億円、児童入所施設措置費80億円）

・小児慢性特定疾患への対応（27年1月～）医療費の義務的経費化：（公費）53億円、  
自立支援事業の創設：（公費）4.6億円

# 第1 子どもを産み育てやすい環境づくり

## 1 待機児童解消などに向けた取組（参考1、2、3）

（平成25年度当初予算額）

（平成26年度予算案）

4,927億円 → 6,580億円

「待機児童解消加速化プラン」を強力に進め「緊急集中取組期間」（平成25・26年度）で約20万人分、潜在ニーズを含め、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指す。

このため、消費税増収分を財源とし、内閣府に計上する「保育緊急確保事業」と合わせて保育の充実を図る。

### （1）「待機児童解消加速化プラン」の推進等（一部消費税財源） 6,248億円 （この他内閣府予算681億円）

#### ①保育所運営費の充実による保育所受入児童数の拡大（一部消費税財源）

保育所受入児童数の拡大のために必要な保育所運営費を確保することとし、量拡大分については、消費税財源を活用する。

#### ②新制度の先取りとなる小規模保育等の支援（消費税財源による「保育緊急確保事業」（内閣府計上））

保育所と共に保育の受け皿を確保するため、新制度の先取りとなる以下の事業等を支援する。

- ・小規模保育、グループ型保育
- ・家庭的保育（保育者の居宅等で行う保育）
- ・幼稚園における長時間預かり保育
- ・認可を目指す認可外保育施設の運営等への支援
- ・認定こども園（保育所型、幼稚園型）の運営への支援
- ・民有地マッチング事業

#### ③保育士の処遇改善（消費税財源による「保育緊急確保事業」（内閣府計上））

保育を支える保育士確保を図るため、民間保育所の職員の平均勤続年数に応じた賃金改善のための上乗せ額を、通常の保育所運営費とは別に交付し、保育士の処遇改善を図る。また、保育体制の強化のため、保育士の負担軽減を図るための支援者を活用する場合に支援を行う。

#### ④保育を支える保育士人材確保対策

保育士の処遇改善や保育士の負担軽減を図る事業に加え、潜在保育士の再就職支援等を推進するとともに、新制度の円滑な実施に向けた資格取得支援等を新たに実施し、保育士確保対策の強化を図るため、「安心こども基金」の積み増しを行う。

#### ⑤利用者支援（消費税財源による「保育緊急確保事業」（内閣府計上））

子育て家庭が、そのニーズに応じて、地域の教育・保育施設や子育て支援事業を適切に選択、利用できるよう、身近な場所で必要な支援を実施する。

#### ⑥保育所等の整備の安定的な支援

従来、補正予算により行ってきた保育所等の整備支援について、本体部分（補助率かさ上げ部分を除く）を当初予算により安定的に支援を行うこととし、補正予算（補助率かさ上げ分）とあわせて「安心こども基金」に積み増しする。

#### ⑦多様な保育の提供

保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育等の充実を図る。

（参考）【平成 25 年度補正予算案】

#### ○待機児童解消対策と女性の活躍促進

169 億円

（安心こども基金）

保育所等の整備（補助率かさ上げ分）を確保するとともに、小規模保育、幼稚園における長時間預かり保育等新制度の先取り、認可を目指す認可外保育施設への運営費支援（平成 25 年度分）等を、安心こども基金を積み増し、平成 26 年度当初予算とあわせて実施する。【所要額 666 億円】

#### （2）地域の子ども・子育て支援の推進（消費税財源による「保育緊急確保事業」（内閣府計上））

（内閣府予算 362 億円）

放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業などの新制度に基づき市町村が実施する事業等について「保育緊急確保事業」として先行的に実施し、施策の充実・推進を図る。

- ・放課後児童クラブについて、保育所の利用者が就学後も引き続き円滑に利用できるように、「小1の壁」の解消に向け、開所時間の延長を促進する。

- ・ 子育て支援拠点施設を設置し、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う地域子育て支援拠点事業の推進を図る。
- ・ 家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う一時預かり事業の推進を図る。
- ・ 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うファミリー・サポート・センター事業の推進を図る。等

### 保育緊急確保事業

1, 043億円

[対象事業]

(内閣府計上)

- ・ 小規模保育運営支援事業
- ・ グループ型小規模保育事業
- ・ へき地保育事業
- ・ 幼稚園における長時間預かり保育支援事業
- ・ 家庭的保育事業
- ・ 認定こども園事業
- ・ 保育士等処遇改善臨時特例事業
- ・ 保育体制の強化
- ・ 認可移行総合支援事業（運営費支援、調査費、移転費）
- ・ 民有地マッチング事業
- ・ 放課後児童クラブの充実（利用意向を反映した開所時間延長への対応）
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 利用者支援事業
- ・ 新規参入施設への巡回支援事業

### (3) 放課後児童対策の充実

332億円

(この他内閣府予算51億円)

- ①放課後児童クラブについて、保育の利用者が就学後に引き続いて利用できるよう、充実を図る。
- ②放課後児童クラブについて、「小1の壁」の解消に向け、開所時間の延長を促進する。(再掲) (消費税財源による「保育緊急確保事業」(内閣府計上))

## 2 母子保健医療対策の強化

258億円 → 188億円

### (1) 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化【一部新規】(参考4) 11億円

妊娠・出産などに関して悩みを持つ方からの相談や情報提供などを行う地域の相談・支援拠点である「女性健康支援センター」に全国统一の電話番号を設けるなど、相談・支援体制を充実するとともに、「不妊専門相談センター」においては、土日の講習会の実施等により相談しやすい環境の整備を図る。

また、妊産婦等の支援ニーズに応じ、必要な支援につなぐ母子保健コーディネーターの配置、産科医療機関からの退院直後の母子への心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業、妊産婦の孤立感の解消を図るために相談支援を行う産前・産後サポート事業といった各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うためのモデル事業を実施する。

(参考)【平成25年度補正予算案】

#### ○待機児童対策と女性の活躍促進

169億円

(安心こども基金)

配偶者間の不妊治療に要する費用の助成等を行う。

※ 40歳未満の年間助成回数について、現行の初年度3回までから、6回まで助成可能にするとともに、不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成対象範囲等の見直しが円滑に施行されるよう、都道府県等に対し、対象者や医療機関等に対する周知や、施行のための準備に要する経費を補助する。

【所要額132億円】

### (2) 慢性疾患を抱える児童などへの支援【一部新規】(一部消費税財源)(参考5)

139億円

平成26年通常国会に児童福祉法の一部を改正する法律案を提出し、平成27年1月から、慢性疾患を抱える児童等について、新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。

また、慢性疾患を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となって自立支援を行うための事業を行う。併せて、その治療や研究に資する登録管理データの精度向上のための仕組みを構築する。

### **3 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進**

1, 921億円 → 1, 878億円

#### **(1)ひとり親家庭への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化【一部新規】(参考6)**

92億円

ひとり親家庭の自立を支援し、子どもの貧困対策にも資するため、就業支援、子育て・生活支援、養育費確保支援など総合的な自立支援を推進する。

特に、ひとり親家庭の様々な課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせ、総合的・包括的な支援を行うため、相談体制の強化等を図るとともに、転職・キャリアアップ支援等の就業支援関連事業の充実強化や、子どもに対するピア・サポート(当事者等による支援)を伴う学習支援等の推進を図る。

#### **(2)自立を促進するための経済的支援**

1, 787億円

ひとり親家庭の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や技能習得等に必要な資金など母子寡婦福祉貸付金の貸付けによる経済的支援を行う。

平成26年通常国会に改正法案を提出し、児童扶養手当の公的年金との併給制限を見直し、手当より低額の年金を受給する場合にはその差額分を支給することや、母子寡婦福祉貸付金の貸付対象を父子家庭に拡大すること等、必要な措置を講ずる。

### **4 児童虐待・DV対策、社会的養護の充実**

989億円 → 1, 053億円

#### **(1)児童虐待防止対策の推進、社会的養護の充実**

1, 032億円

##### **①児童虐待防止対策の推進【一部新規】**

児童相談所等の専門性の確保・向上を図り、相談機能を強化するとともに、市町村の対応力向上を図るため、都道府県(児童相談所)による市町村への支援を強化し、適切な役割分担の下に相互連携の促進を図る取組を充実する。

##### **②家庭的養護の推進(一部消費税財源)**

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、地域社会の中でより家庭的な環境で養育・支援することができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成を行い、小規模グループケアやグループホーム等の実施を推進する。

### ③被虐待児童などへの支援の充実【一部新規】

児童家庭支援センターの箇所数の増や退所児童等へのアフターケアを行う事業の箇所数の増を図るとともに、人材確保のため、児童養護施設等で行われる実習の充実や就職の促進を図る。

### ④児童養護施設等の防災対策の推進【新規】

児童養護施設等の防災対策を推進するため、耐震化やスプリンクラーの設置等に要する費用に対して補助を行う。

(参考)【平成 25 年度補正予算案】

#### ○児童養護施設等の防災対策の推進 6 億円

児童養護施設等の防災対策を推進するため、耐震化やスプリンクラーの設置等に要する費用に対して補助を行う。

#### ○(独)福祉医療機構への政府出資(児童養護施設等の防災対策の低利融資) 4. 6 億円

児童養護施設等の耐震化やスプリンクラーの設置等を推進するため、(独)福祉医療機構が低金利かつ長期の貸付を行うことにより設置者の自己負担を軽減できるよう、政府出資により同機構の財務基盤を強化する。

### (2)配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進【一部新規】(一部再掲) 59 億円

配偶者からの暴力(DV)被害者に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、婦人相談所において一時保護された者などが、地域で自立し、定着するための支援を行うモデル事業を実施する。

## 5 児童手当制度 1兆4,311億円 → 1兆4,178億円

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

## 6 仕事と育児の両立支援策の推進(再掲・9ページ参照) 73億円 → 88億円

## 第2 女性の活躍促進と安心して働くことのできる環境整備

### 1 企業におけるポジティブ・アクション（女性の活躍促進）の取組促進 6.3億円 → 8.3億円

#### (1) ポジティブ・アクションの推進【一部新規】 8億円

女性がスキルアップを図りつつ活躍できるようポジティブ・アクションに取り組む企業を支援するため、助成措置を創設するとともに、企業に対する直接的なポジティブ・アクションの取組や情報開示促進の働きかけや、積極的に取り組んでいる企業等の表彰の充実など、役員や管理職への女性の登用拡大に向けたキャンペーンを行う。

また、女性が子どもを産み育てながら、管理職として登用され、活躍できる企業を増やすため、先進的な事例の収集・情報提供を行う。

#### (2) メンター制度及びロールモデルの普及促進【一部新規】 35百万円

中小企業の女性労働者がネットワークを作り、相互研さんや研修等を実施する仕組み作りを支援するため、ネットワーク参加者に加え、仕事と子育てを両立しつつ管理職として活躍している女性も参加する交流会の開催や、ネットワーク参加者及びネットワーク構成メンバーの所属する企業以外の企業の人事労務担当者や女性労働者等を対象とした公開勉強会の開催などにより、メンター（※1）やロールモデル（※2）の普及・定着支援を行う。

（※1）メンター：後輩から相談を受け、問題解決に向けサポートする人物

（※2）ロールモデル：豊富な職務経験を持ち、模範となる人物

### 2 仕事と育児・介護の両立支援策の推進 7.3億円 → 8.8億円

#### (1) 仕事と育児が両立可能な再就職支援事業の実施【新規】 4.7百万円

託児付き再就職支援セミナー、ブランクのある女性の再就職支援の相談・情報提供を行う「カムバック支援サイト（仮称）」の創設や再就職後のステップアップ雇用管理モデルの普及促進など、育児により一定期間にわたり仕事から離れていた労働者が職場復帰への不安を解消できるよう再就職に向けた総合的な支援を行う。

#### (2) 育児休業を取得しやすい環境の整備【一部新規】 2.8億円

育児休業取得後の円滑な復職支援のため、中小企業の労働者の個々人のニーズに応じた「育休復帰支援プラン（仮称）」の策定・利用支援等を行う。また、イクメンプロジェクトの拡充等により、男性の育児休業取得促進のための環境整備を行う。

### (3) 仕事と子育ての両立支援

84億円

仕事と子育ての両立を実現するため、育児・介護休業法の周知徹底を図るとともに、平成25年12月に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」による事業所内保育施設設置・運営等支援の拡充を図り、事業主に対する助成制度を充実する。

(参考)【「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)】

#### ○事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の拡充

制度要求

現行の施設利用要件である「入所乳幼児数のうち自社で雇用する雇用保険被保険者の労働者が利用者の半数以上」を、平成26年1月から「入所乳幼児のうち自社で雇用する雇用被保険者の労働者が1人以上、かつ、入所乳幼児数に占める雇用保険被保険者の子の人数が定員の半数以上」に要件緩和する。

### (4) 仕事と介護の両立支援【一部新規】

67百万円

介護を行っている労働者の継続就業を促進するため、実証事業を行うことにより、企業及び労働者の具体的課題を把握し、対応策を検討するとともに、シンポジウムの開催等を行う。

### (5) テレワークの普及・促進【一部新規】

54百万円

仕事と子育て等の両立が可能となる適正な労働条件下でのテレワークの普及・促進のため、適切な人事評価等が可能となる新たなテレワークモデルを確立するための実証事業の実施、子育て・介護のためのテレワーク活用の好事例集の作成・周知を行う。

在宅就業については、適正な契約条件で、安心して在宅就業に従事することができるよう、在宅就業者や発注者等を対象としたセミナーの開催、相談対応等の支援事業を実施する。

## 3 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保の推進【一部新規】

7.4億円 → 8億円

平成26年通常国会にパートタイム労働法改正法案を提出し、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を一層推進する。

また、パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助、職務分析・職務評価の導入支援等により、パートタイム労働者の雇用管理改善の取組を推進する。

さらに、パートタイム労働者の均等・均衡待遇に積極的な企業の表彰制度の創設など、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の取組推進に向けた機運醸成を図り、あわせてパートタイム労働者のキャリアアップ支援等に取り組む。

**4 多様な働き方に対する支援の充実（再掲）** 1 億円 → 1. 1 億円

**（1）短時間正社員制度の導入・定着の促進（再掲）** 5 2 百万円

短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、ノウハウの提供や制度導入に係るセミナーの実施等を行う。

**（2）テレワークの普及・促進（再掲）** 5 4 百万円

**第3（復興関連）東日本大震災からの復興への支援**

**1 被災した子どもへの支援【新規】（復興庁計上）（参考7）**

**4 0 億円**

被災した子どもへの支援を強化するため、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり事業や、子育て世帯を訪問し心身の健康に関する相談・支援を行う事業の創設、子どもの心のケア事業について体のケアにも拡大、遊具の設置等について対象を被災3県に拡大するなど、総合的な支援を図る。

**2 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）**

**3 4 億円 → 5. 7 億円**

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成26年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

# 平成25年度補正予算（案）の概要 （雇用均等・児童家庭局）

## 1. 安心こども基金の積み増し・延長

169億円

※補正予算計上額169億円は、事業の実施に必要となる所要額801億円に対し、平成25年度末時点で見込まれる基金の残高632億円を活用した上でさらに必要となるもの。

「待機児童解消加速化プラン」を推進するため、保育所等の整備を進めるとともに、小規模保育、幼稚園における長時間預かり保育等子ども・子育て支援新制度の先取り、認可を目指す認可外保育施設への支援等を、安心こども基金を積み増し、来年度当初予算とあわせて実施する。また、児童養護施設等の小規模化に必要な改修や、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部の助成等を行う。

### （1）待機児童解消加速化プランの推進

（所要額）666億円

平成25・26年度の「緊急集中取組期間」において、約20万人分の保育の受け皿確保をめざし、ハード・ソフト両面から支援を行う。

#### ①待機児童解消を目指す保育所等の整備

保育の受け皿拡大に向けた保育所等の施設整備や小規模保育、幼稚園における長時間預かり保育等を実施するための改修等を行うため、来年度当初予算とあわせて安心こども基金を積み増し、実施期限を1年延長する。また、地方負担に配慮し、財政力のある団体も含め加速化プランに参加するすべての地方公共団体について、整備費の補助率の暫定的な嵩上げを行う。

#### ②新制度の先取り事業（小規模保育、幼稚園における長時間預かり保育、利用者支援）の推進

子ども・子育て支援新制度で実施予定の小規模保育事業（利用定員6人以上19人以下の認可外保育施設）や幼稚園における長時間預かり保育（保育所と同様に11時間の開園を行う私立幼稚園の預かり保育）、利用者支援事業（利用者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に当たっての支援を行う事業）の推進を図る。

### ③認可を目指す認可外保育施設への支援

認可保育所又は認定こども園への移行を目指す認可外保育施設に対し、基準を満たすための改修費、運営費及び移転費等の支援を行い、移行の促進を図る。

## (2) 社会的養護の充実 (所要額) 3億円

児童養護施設等の入所児童等の生活向上のため、老朽化した遊具や食品の安全のための機器の更新、ケア単位の小規模化等のための改修、学習環境整備のためのパソコン購入などの環境改善を図る児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業について、安心こども基金を積み増し、実施期限を1年延長する。

## (3) 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実 (所要額) 132億円

不妊治療に係る近年の医学的知見を踏まえ、より安心・安全な妊娠・出産に資する適切な支援の観点から、不妊治療に必要な費用の一部を助成する特定治療支援事業の助成対象範囲を見直し、40歳未満の方で新規に助成を受ける場合については、年間助成回数の制限を撤廃し、初年度6回まで助成可能とする。

また、制度の見直しが円滑に施行されるよう、対象者や医療機関等に対する周知や施行のための準備に係る経費を助成する。

## 2. 児童養護施設等の耐震化等整備の推進(次世代育成支援対策施設整備交付金) 6億円

今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害等に備え、自力避難が困難な児童が多数入所する児童養護施設等の防災対策を推進するため、①地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備、②火災発生時に自力で避難することが困難な児童が多く入所する児童福祉施設(乳児院)のスプリンクラー整備を促進する。

### ※①の対象施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設

※社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の基金残を有する都道府県については、基金を1年延長し、当該基金残を活用して耐震化等整備の実施が可能。

### **3. 子育て世帯に対する臨時特例給付措置 1, 473億円**

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、総額1,271億円の給付措置を行うこととし、市町村に対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行う。

(連絡事項)



# 1. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について

## (1) 児童福祉施設等の整備について

### ① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に従い、地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する児童福祉施設等の施設整備を支援するため、次世代育成支援対策施設整備交付金として、平成25年度補正予算案において6億円（児童養護施設等の耐震化等整備分）、平成26年度予算案において35億円（児童養護施設等の耐震化等整備分を含む。）を計上したところであり、協議等について、今後、決定次第お知らせする。

### ② 安心こども基金について

従来より、安心こども基金において、民間保育所及び子育て支援のための拠点施設等の整備を実施してきたところであるが、「待機児童解消加速化プラン」の推進を図るため、民間保育所等の整備に係る経費のほか、新たに小規模保育や幼稚園預かり保育等の整備に係る経費について、平成25年度補正予算案及び平成26年度予算案において一体的な措置を行ったところである。

なお、保育所の整備事業等について、平成26年度中に工事に着手し、平成27年度に完了が見込まれる場合には助成対象とすることとしているので積極的にご活用いただきたい。

### ③ 児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

平成26年度における児童福祉施設等の施設整備については、昨今の資材費及び労務費の動向を反映し、補助単価の改定（消費税増税分と合わせて9.5%増）を行う予定（注）であるのでご了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

（注）補助単価の改定を予定している施設整備事業

- ・次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・安心こども基金による各整備事業
- ・放課後児童クラブ整備費

### ④ 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業の融資制度創設等について

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、「待機児童解消加速化プラン」の推進等を図るため、平成26年度予算案において、新たな融資制度の創設等を行うこととしているので、関係施

設等への周知をお願いしたい。

○保育所等の賃借による施設開設資金等に対する無担保貸付制度の  
拡充

都市部等における保育所、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、小規模保育事業実施施設及び認可を目指す認可外保育施設（※）の開設を支援するため、賃借による整備について、無担保貸付制度を拡充。

- ・無担保限度枠： 500万円 → 3,000万円
- ・貸付利率：融資 500万円以下 基準金利  
500万円超2,000万円未満 基準金利+0.3%  
2,000万円以上3,000万円 基準金利+0.5%

○小規模保育事業実施施設に対する融資制度の創設

- ・対象施設は、小規模保育事業実施施設（※）とする。
- ・貸付けの相手方を法人とする。
- ・融資率を90%とする。（平成29年度まで）
- ・貸付利率は基準金利と同率とする。

○認可を目指す認可外保育施設に対する融資制度の創設

- ・対象施設は、認可を目指す認可外保育施設（※）とする。
- ・貸付けの相手方を法人とする。
- ・融資率を90%とする。（平成29年度まで）
- ・貸付利率は基準金利と同率とする。

※ 「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」（平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発0305005号）又は保育緊急確保事業（内閣府所管）に基づく小規模保育事業、認可化移行支援事業として実施するものに限る。

**⑤ 社会福祉施設等の防災対策について**

ア 社会福祉施設の防火対策の取り組み

社会福祉施設の防火対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」

（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

イ 社会福祉施設における地震防災対策等について

社会福祉施設における地震防災対策については、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（昭和55年1月6日社施第5号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。

各都道府県市におかれては、引き続き社会福祉施設における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。

また、災害は、火災、地震、集中豪雨など多種多様であり、多数の人命、財産が失われることがある。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所（利用）していることから、各種の災害に備えた十分な防災対策を期する必要がある。

については、各施設の防災対策について、今一度点検、確認などを行うとともに、問題点については速やかな改善措置を講ずるよう指導されたい。

ウ 地すべり防止区域等に所在する社会福祉施設の防災対策について

地すべり防止区域等災害発生のおそれがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設については、「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日社援第212号）をもって、関係省庁と連携して、社会福祉施設の立地状況を踏まえた総合的な土砂対策を講じるよう通知しているところであるが、各都道府県市におかれても、関係部局との連携を強化し、指定区域等に所在する社会福祉施設の防災対策に留意されたい。

エ 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の施行について

平成25年臨時国会において「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が議員立法により成立し、平成25年11月29日に公布、同年12月27日に施行されたところである。

児童福祉施設等の高台移転整備については、これまでも、次世代育成支援対策施設整備交付金等の整備事業や、独立行政法人福祉医療機構による入所施設の高台移転整備の優遇融資の創設などにより対応してきたところである。

今般、同法の施行を踏まえ、同法に基づき関係市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる児童福祉施設等の高台移

転整備については、国庫補助単価の引き上げや独立行政法人福祉医療機構の優遇融資（無利子、融資率95%に引き上げ、二重ローン対策）を実施する予定である。

関係都府県・指定都市・中核市におかれては、同法の円滑な施行を図るため、管内市町村や事業者等に対し、同法や助成制度の周知及び必要な助言等をお願いする。

#### オ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」（平成21年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないように指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることから、平成17年度より交付金化された高齢者関連施設や児童関連施設及び平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので知願いたい。

### ⑥ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

#### ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成24年8月24日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第3回フォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導の徹底をお願いする。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第3回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成24年8月24日雇児発0824第2号、社援発0824第3号、障発0824第2号、老発0824第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

イ 吹付けアスベスト等の除去等について

児童養護施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっており、また、民間保育所等については安心こども基金の交付対象としていることから、これらの制度等を積極的に活用し、この早期処理に努めるよう指導をお願いする。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成26年度も引き続き実施することとしており、その活用方の周知も併せてお願いしたい。

## ⑦ 児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）に基づき日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応をお願いしているところである。この中で添付している国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長より発出された「「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」について（平成20年8月26日国都公景第21号通知）」は、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであることから、この指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知をお願いする。

## （2）児童福祉施設等の運営について

### ① 児童福祉施設等の運営について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改

善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県市においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止対策については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組みや第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることが徹底され、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

なお、社会的養護関係施設については、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられており、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いする。

イ 社会福祉施設の運営費の運用については、運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

## ② 感染症の予防対策

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の指導をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成25年12月4日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老

健局総務課事務連絡)

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「ノロウイルスに関するQ&A」  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成15年7月25日社援基発第725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」（平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長)
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成25年11月20日雇児総発1120第1号、社援基発1120第1号、障企発1120第1号、老総発1120第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知)

また社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

### ③ 児童福祉行政指導監査について

児童福祉行政指導監査については、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、保育料徴収事務及び児童入所施設措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止の観点から、市町村の事務実施体制の整備、法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、不祥事事件等の発生防止に努められたい。

#### ④ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保に努められたい。

#### 《参照通知等》

- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について（依頼）」（平成15年12月24日雇児総発第1224001号）
- ・「地域における児童の安全確保について」（平成18年1月12日職高高発第0112001号、雇児総発第0112001号、老振発第0112001号）
- ・「児童福祉施設等における事故の防止について」（平成18年8月3日雇児総発第0803002号）

## 2. 社会的養護の充実について

### (1) 社会的養護を担う人材確保について

平成26年度予算案においては、児童養護施設等の職員の人材確保対策として、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」（以下「本事業」という。）に、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、及び②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費を追加したところである。

施設養護をできる限り家庭的な養育環境の下で行っていくためには、各施設において施設職員となる人材の確保が不可欠であることから、本事業を積極的に活用願いたい。

また、本事業にて従前より実施している施設種別や職種別に行われる研修への参加についても、職員の資質の向上や被措置児童等虐待を含めた子どもの権利擁護の徹底等の観点から、積極的に活用願いたい。

### (2) 要保護児童の自立支援の充実について

児童養護施設や里親等に措置された児童が、できる限り一般家庭の児童と同等のスタートラインから社会に巣立っていけるよう、自立支援の充実が重要である。

平成26年度予算案においては、施設退所者（退所予定を含む。以下同じ。）等への就業支援を行う「児童養護施設等の退所者等の就業支援事業」を「退所児童等アフターケア事業」に組み入れ、生活面での支援と就業面での支援を一体的に実施しやすくしたところであり、施設退所者等への支援策として積極的に活用願いたい。

また、義務教育終了児童等への支援に関し、

- ① 施設を退所して就職する児童等に、共同生活を行う住居を提供して生活指導などを行う自立援助ホームについては、未設置の自治体もあるので積極的な取組をお願いするとともに、
- ② 既に「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」（平成23年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）でお示ししたとおり、自立生活に必要な力が身につけていない状態で措置解除することのないよう18歳以上の措置延長を積極的に活用することや、中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童について、卒業や就職を理由として安易に措置解除をすることなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断することなど、子どもの状況を踏まえた措置延長等の適切な実施をお願いする。

### 3. 母子家庭等自立支援対策について

#### (1) 児童扶養手当について

##### ① 物価スライドについて

平成25年の消費者物価指数は、前年比0.4%の上昇となる見通しであり、確定値が1月末に公表される。平成26年度の手当額は法律の規定に従って同指数に基づき改定されることとなるのでご承知置きいただきたい。(政令改正予定)

##### ② 物価スライドの特例措置について

物価スライドの特例措置については、平成24年11月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成24年法律第99号)により、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消することとしている。具体的には、平成25年10月から0.7%、26年4月から0.7%、27年4月から0.3%を引き下げることとされている。

これにより、平成26年度の手当額は、①の物価スライドによる改定とは別に0.7%引き下げられることとなる。

上記の物価スライド及び特例水準の解消による改定後の平成26年度の手当額については、後日お知らせする。

##### ③ 公的年金との併給制限の見直しについて

児童扶養手当と公的年金との併給制限を見直し、児童扶養手当の手当額よりも低額の公的年金給付等を受給する場合に、その差額分について手当を支給することとしており、そのために必要な改正法案を平成26年通常国会に提出することを予定している。

具体的な見直しの内容や運用については、後日お知らせすることとしているが、現時点では平成26年12月施行(平成27年4月支払い)の方向で検討しており、本見直しに伴い今後、システム改修や周知等の施行準備が必要となることから、ご留意願いたい。

なお、本改正に伴うシステム改修経費等については、地方財政措置が講じられる予定であることを申し添える。

#### (2) 母子寡婦福祉貸付金について

##### ① 父子家庭への対象拡大について

父子家庭については、仕事と子育てとの両立に困難を抱えることは母子家庭と同様であり、これまでも子育てや家事など生活支援のための事業において対象とするとともに、平成22年8月から児童扶養手当の支給対象とするなど父子家庭支援を充実してきたところである。

平成26年度予算案では、これまで母子家庭及び寡婦を対象としていた母子寡婦福祉資金貸付金について父子家庭を対象に加えることとしており、そのために必要な改正法案を平成26年通常国会に提出することを予定している。具体的な見直しの内容については、後日お知らせすることとしているが、現時点では平成26年10月施行の方向で検討しており、今後、周知等の施行準備が必要となることから、留意願いたい。

## ② 剰余金の国への償還について

都道府県等における国からの借入金の償還については、当該年度の前々年度（以下「基準年」という。）以前3年度の各年度の福祉資金貸付金の貸付実績の平均額の2倍の金額を基準額とし、基準年度における福祉資金特別会計の決算上の剰余金の額がこれを超える場合については償還しなければならないこととしているが、特別会計に多額の資金が滞留する自治体があることを踏まえ、基準額の割合を見直すこととしている。具体的内容、実施時期等については、後日お知らせする。

## （3）就業支援等について

### ① 「ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化」について

平成26年度予算案では「ひとり親家庭への総合的な支援体制の強化」として、相談窓口の整備とともに、就業を支援する事業の充実等を図ることとしている。

具体的には、「相談・支援の枠組み」を構築するため、福祉事務所等に新たにキャリアカウンセラーの経験を有する者などを「就業支援専門員」として配置し、母子自立支援員とともにワンストップの相談を行える窓口を整備することとしている。まずは各都道府県、指定都市、中核市において1か所以上実施して頂くことを想定し、109か所分を予算計上している。また、これと併せ、母子自立支援プログラムの策定の推進等を図るための予算も計上している。

就業支援策については、全体として進展してきているものの、自治体間で実施状況に差があることも踏まえ、各自治体においては、積極的な取組をお願いする。

また、各自治体での就業支援に当たっては、ハローワーク等の労働関係機関と十分に連携を図り、ハローワーク等の施策も含め広報等を行い、施策の効果的な実施に努めていただきたい。

### ② 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。)が平成25年3月1日に施行されている。(関連資料38, 39参照)

特別措置法は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務を規定している。

地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的に取り組まれない。

#### (4) 養育費の確保等について

##### ① 養育費確保及び面会交流の支援について

平成23年6月の民法の一部改正により、協議離婚の際に定めるべき事項として、養育費の分担や親子の面会交流が民法に明記された。また、同改正法審議における衆議院・参議院の附帯決議においては、養育費の支払いや面会交流について明文化された趣旨の周知に努めることや、これらの継続的な履行確保について必要な措置を講じることにより配慮すべきとされた。

これらを踏まえ、養育費相談支援センターにおいて、養育費や面会交流に関するパンフレットを作成し、制度の周知を図るほか、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が受け付けた困難事例への相談対応、相談員の技術向上のための研修、自治体が行う研修への講師派遣なども実施している。

地方自治体におかれては、養育費相談支援センターの積極的な活用を図っていただくとともに、母子家庭等就業・自立支援センターに養育費専門相談員を配置すること等により、養育費の履行確保に向けた取組の推進をお願いします。

また、養育費や面会交流に関する周知に当たっては、戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口などでもパンフレット等を配布し必要な相談になくなど積極的な取組をお願いします。

さらに、面会交流の取り決めがある方を対象に、日程の調整、場所の斡旋、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う「面会交流支援事業」についても、積極的な取組をお願いします。

##### ② 学習支援ボランティア事業等について

ひとり親家庭については、親の世代の貧困が、子どもの教育格差、

不利な就職を経て、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」が指摘されており、ひとり親家庭の子どもに対する教育支援の充実が必要となっている。

このため、平成24年度より、ひとり親家庭に大学生などのボランティアを派遣し、子どもの心に寄り添うピア・サポートを行いつつ、学習支援や進学相談に応じる「学習支援ボランティア事業」を行っている。この事業は、受託したNPO法人等がコーディネートを行い、地域の施設又は自宅にボランティアを派遣することにより、子どもの学習を支援するものであり、そのための経費について補助を行うものである。

平成26年度予算案では、実施か所数の拡充等をしているところであり、各地方自治体におかれては、子どもの健やかな育ちを確保するため、同事業、及びひとり親家庭の子どもの地域での孤立化を防ぐため心の支えになる大学生等を家庭に派遣し育成指導等を実施する児童訪問援助事業（ホームフレンド事業）を積極的に実施にさせていただくようお願いする。

## **(5) 安心こども基金の事業について**

安心こども基金によるひとり親家庭関係の事業のうち、①職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス事業、②職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業、③就業・社会活動困難者への戸別訪問事業のうち、個別訪問による相談支援等については、平成26年度の予算案により引き続き実施できるよう、母子家庭等対策総合支援事業へ移行することとしている。

一方、①就業・社会活動困難者への戸別訪問事業のうち、就職活動支度費用の支援、②ひとり親家庭等の在宅就業支援事業、③婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業、については、実施状況や事業実績などを踏まえ、平成25年度末をもって終了することとしている。

このうちひとり親家庭等の在宅就業支援事業については、「安心こども基金管理運営要領」により、今年度中に訓練を開始した場合は訓練終了までの事業継続が可能であるので、本事業の実施について検討される自治体においては、既存の基金を活用し、平成26年3月までに積極的に対応されたい。

なお、在宅就業のためスキルアップを行うセミナー等については、現行の母子家庭等就業・自立支援センター事業の在宅就業推進事業において実施できることから、同事業の活用について検討されたい。

## 4. 配偶者からの暴力（DV）対策等について

### （1）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）の一部改正について（関連資料58参照）

先般、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が一部改正され、本年1月3日から施行された。今回の改正で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対しても、DV防止法が適用されることとなった。

各地方公共団体においては、婦人相談所や婦人相談員によるDV被害者からの相談や一時保護に限らず、被害者の保護命令の申立に関する支援を行う際、この点にも留意し、被害者の保護等に万全を期されたい。

また、各都道府県におかれては、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係機関及び関係団体への周知徹底をお願いする。

### （2）「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の一部改正について（関連資料59参照）

先般、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」という。）が改正され、昨年10月3日に施行された。

各地方公共団体においては、当該改正法の施行を受けて発出された「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」（平成25年10月3日付内閣府男女共同参画局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 連名通知）に十分留意していただき、引き続き各都道府県警察から支援の要請があった場合などに被害者の状況に応じて速やかに一時保護の要否を判断するなど、ストーカー行為等の防止及び被害者に対する支援に万全を期されたい。また、各都道府県におかれては、婦人相談所等に係る内容について、関係部局で本通知の内容を共有するとともに、管内の市町村、関係機関及び関係団体への周知徹底をお願いする。

### （3）配偶者からの暴力を理由とした避難事例における臨時福祉給付金（簡素な給付措置）に係る関係事務処理について

【臨時福祉給付金制度については、社会・援護局資料を参照】

今般、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における臨時福祉給付金（簡素な給付措置）関係事務処理について」（平成26年1月：簡素な給付措置支給業務室事務連絡）が発出された。

この中で、臨時福祉給付金の支給における基準日（平成26年1月1日）以前に発生したDV避難事例（配偶者からの暴力を理由に避難し、

配偶者と生計を別にしている事例。以下同じ。) 中、諸事情により基準日までに住民票を移すことができなかった事例や、基準日より後に発生したDV避難事例における臨時福祉給付金の支給は、被害者が「一定の要件」を満たし、その旨を申し出た場合には、基準日時点の被害者の住民票所在市町村(特別区を含む。以下同じ。)からではなく、例外的に申出日時点で被害者が現に居住する市町村からなされることとされた。

上記の申出者の満たすべき「一定の要件」については当該事務連絡を参照されたいが、その中で、婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行が想定されていることから、DV避難事例の被害者で、市町村の臨時福祉給付金担当窓口へ申出を行おうとする者から当該証明書の発行について相談を受けた際には、婦人相談所において遺漏なく対応していただくようお願いする。

また、証明書の発行について、婦人相談所、管内の市町村、関係機関及び関係団体への周知徹底をお願いする。

## 5. 児童健全育成対策について

### (1) 児童厚生施設の設置運営について

#### ① 児童館・児童センターの運営について

地域における子どもたちの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、平成23年3月に「児童館ガイドライン」を策定し、その中で、児童館・児童センターが地域の期待に応えるための基本的事項、望ましい方向性として具体的な活動内容を提示しているところである。

#### <児童館の活動内容>

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 1. 遊びによる子どもの育成   | 2. 子どもの居場所の提供     |
| 3. 保護者の子育て支援     | 4. 子どもが意見を述べる場の提供 |
| 5. 地域の健全育成の環境づくり | 6. ボランティアの育成と活動   |
| 7. 放課後児童クラブの実施   | 8. 配慮を必要とする子どもの対応 |

このため、各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、常に児童館・児童センターの運営の向上に努めるとともに、遊びを通じて子どもの発達促進や子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市町村及び児童館関係者に対して、本ガイドラインの周知を図られたい。

また、厚生労働省では、児童館活動の更なる活性化を図ることを目的として、各地の児童館における地域の実情に応じた活動内容を紹介するとともに、「児童館ガイドライン」でお示ししている上記の活動内容に着目した児童館の実践事例を取りまとめている。詳細については、下記 URL に掲載されているので、ご了知いただき、以下の②～③の内容にも留意して、より一層の児童館活動の推進に努めていただきたい。

(参考URL)

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/kosodate/houkago/jissi\\_130410-01.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/houkago/jissi_130410-01.html)

#### ② 民営児童館に対する財政支援措置について

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った

結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、地域児童の健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

### ③ 地域子育て支援拠点（連携型）について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取り組みとして事業展開されているところである。このうち、民営児童館を実施対象施設としていた「児童館型」については、多様な場所で事業実施していく必要から、平成25年度より、実施対象施設を「児童福祉施設等の多様な子育て支援に関する施設」に見直し「連携型」として実施しているので、ご了知いただくとともに、児童館においても積極的な事業実施に努めていただきたい。

## （2）児童委員について

### ① 児童委員・主任児童委員の円滑な活動について

昨年12月に、3年に一度の民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選が行われ、一斉改選に当たり、都道府県、指定都市、中核市をはじめ関係各位に格段のご尽力をいただいたことを厚く御礼申し上げます。

近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑化・深刻化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員・主任児童委員に地域のこれらの問題への適切な関わりが求められている。引き続き、児童委員・主任児童委員の確保に努められたい。

また、地域住民に対して、児童委員・主任児童委員制度の正しい理解が得られるよう努めていただくとともに、児童委員・主任児童委員活動が円滑に活動するためには、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、必要な情報の提供に特段のご配慮をお願いしたい。（関連資料60参照）

### ② 関係機関との連携について

児童委員・主任児童委員は、市区町村の「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に積極的に参画するとともに、児

童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されている。研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

なお、児童委員・主任児童委員は、学校関係者をはじめとした関係機関との連携を図ることが不可欠であり、児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。

### (3) 児童福祉週間について

#### ① 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

#### ② 児童福祉週間の標語について

児童福祉週間の理念を広く啓発する標語の全国募集（平成25年9月2日～10月21日）に際しては、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき、御礼申し上げます。当該期間中5,647作品の応募があり、選考の結果、次の作品を平成26年度児童福祉週間の標語と決定した。

《平成26年度児童福祉週間標語》

そのいっぽ みらいにつづく ゆめのみち

(中西 愛美(なかにし まなみ)さん 7歳 千葉県)

当該標語については、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及されたい。

## 6. 児童手当制度について

### (1) 平成26年度予算(案)について

平成26年度予算(案)における児童手当の給付総額については、次のとおりである。

#### 平成26年度予算(案)について

○給付総額：2兆366億円(2兆2,356億円)

- ・国負担分：1兆2,377億円(1兆2,806億円)
- ・地方負担分：6,188億円(7,748億円)
- ・事業主負担分：1,801億円

※( )内の数字は公務員への支給分を含む

(関連資料61参照)

### (2) その他

児童手当制度については、平成24年3月の「児童手当法の一部を改正する法律」(平成24年法律第24号)により、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする恒久的な制度として、成立したものである。今後とも、各自治体におかれては、児童手当制度の円滑な運用に努めていただきたい。

## 7. 保育対策等の推進について

### (1) 保育対策関連予算について

「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進めるため、保育所の受入児童数の拡大を図るとともに、小規模保育、幼稚園における長時間預かり保育等新制度の先取り、認可を目指す認可外保育施設への支援を実施するための経費を、平成25年度補正予算案及び平成26年度予算案で一体的に措置する。

また、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。

※「待機児童解消加速化プラン」関係予算については、重点事項「3. 待機児童加速化プランの推進について」を参照

#### ① 多様な保育の提供

延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの多様な保育については、これまでも計画的に推進をしているところであるが、引き続き、必要な経費を計上しているので、積極的な実施をお願いしたい。

また、一時預かり事業については、平成26年度は保育緊急確保事業（内閣府計上）により実施するとともに、事業の普及を図るため事業類型の多様化などの見直しを行うこととしているので、地域の実情や利用者のニーズに沿った積極的な事業実施をお願いしたい。

#### ② 新規参入施設への巡回支援事業

新規事業者に対し、事業開始後、当面の間、各市町村において公立保育所の保育士OB等を活用した巡回支援（立ち上げ支援）などを行うための経費を創設したので、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行や小規模保育事業の推進等を図るため、御活用願いたい。

### (2) 保育所における事故防止について

保育所及び認可外保育施設における児童の安全管理については、従来よりご尽力頂いているところであるが、尊い命が失われる事故が発生している。

今後とも、貴管内の保育所等に対し、「保育所保育指針」（第5健康及び安全）や別途お示ししている事故防止のポイントに基づき適切に対応し、施設長や管理者が中心となり、事故予防や発生時における体制を確立・強化するよう指導方お願いする。

なお、今年度、過去の死亡事故について、31件の追加報告をいただい